

## ○海上保安大学校調査委員会運営要領

制定 平成 21 年 2 月 6 日達第 10 号  
改正 平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号  
平成 26 年 12 月 15 日達第 4 号  
平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号  
令和 3 年 12 月 10 日達第 7 号

### 海上保安大学校調査委員会運営要領

#### (目的)

第 1 条 この要領は、海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則（以下「競争的研究費管理規則」という。）第 20 条第 5 項及び海上保安大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止等規則」という）第 12 条 5 項に基づき、調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

#### (定義)

第 2 条 この要領において「委員」とは、競争的研究費管理規則第 20 条第 2 項及び不正行為防止等規則第 12 条第 2 項に定める者をいう。

2 この要領において「調査対象者」とは、競争的研究費管理規則第 21 条第 2 項に基づき認定された調査対象者又は不正行為防止等規則第 9 条第 6 項に掲げる被通報者をいう。

#### (議事)

第 3 条 委員会の会議は、委員全員の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (委員会の設置)

第 4 条 委員会は、調査事案ごとに設置するものとする。ただし、最高管理責任者が併合して調査すべきと判断した場合には、この限りではない。

#### (調査における資料の保全等)

第 5 条 委員会は、調査にあたって、他の方法によっては、適切な資料の入手が困難であると認める場合、又は資料の隠ぺいのおそれがある場合には、調査対象者の研究室、執務室等において調査に関連する場所の一時閉鎖、又は実験・観測・解析に関する機器、関係書類等の保全を行うことができる。

2 委員会は、研究不正防止規則による調査を行う場合には、前項の措置の他必要に応じて、委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保するものとする。

3 調査においては、調査対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日達第16号)

この要領は、平成21年3月4日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日達第4号)

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日達第10号)

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則 (令和3年12月10日達第7号)

この要領は、令和4年1月1日から施行する。